## 大阪市青少年問題協議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、大阪市青少年問題協議会条例(昭和 28 年大阪市条例第66号)第8条の規定に基き、大阪市青少年問題協議会(以下協議会という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 大阪市青少年問題協議会条例第2条第1項に規定する委員の定数は、20人とする。

(施行の細目)

第3条 前条に定めるものを除くほか、議事の手続その他協議会の運営 に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
  - 附 則(昭和31年3月31日規則第16号)
- この改正規則は、昭和31年4月1日から施行する。
  - 附 則(昭和 35 年 10 月 13 日規則第 52 号)
- この改正規則は、公布の日から施行する。
  - 附 則(昭和38年6月27日規則第41号)
- この規則は、公布の日から施行する。
  - 附 則(平成 26 年 3 月 28 日規則第 15 号)
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。